



島根県報

平成19年10月19日(金)
号外第123号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

(管財課)

公布された条例等のあらまし

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則(規則第91号)

1 規則の概要

(1) 行政財産は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、これを貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定することができることとした。(第31条関係)

ア 県の事務又は事業の遂行に支障が生じるおそれがないこと。

イ 行政財産の管理上支障が生じるおそれがないこと。

ウ 公序良俗に反し、社会通念上不相当でないこと。

エ 特定の個人、団体又は企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとならないこと。

オ 公共性又は公益性を損なうおそれがないこと。

カ 行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがないこと。

(2) 行政財産に対する地役権の設定に係る手続の整備(第31条・第42条・様式第14号関係)

(3) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規

則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝口善兵衛

島根県規則第91号

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則(平成6年島根県規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「許可」の次に「及び貸付け等」を加える。

第8条第5号中「である土地」を削り、「地上権」の次に「若しくは地役権」を加える。

第3章第2節の節名中「許可」の次に「及び貸付け等」を加える。

第31条を次のように改める。

(行政財産の貸付け等)

第31条 行政財産は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、これを貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定することができる。

- (1) 県の事務又は事業の遂行に支障が生じるおそれがないこと。
- (2) 行政財産の管理上支障が生じるおそれがないこと。
- (3) 公序良俗に反し、社会通念上不適当でないこと。
- (4) 特定の個人、団体又は企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとならないこと。
- (5) 公共性又は公益性を損なうおそれがないこと。
- (6) 行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがないこと。

2 行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定しようとする場合は、次節の規定を準用する。この場合において、第42条第1項中「土地に対する地上権」とあるのは「土地に対する地上権又は地役権」と、「地上権設定財産」とあるのは「地上権又は地役権の設定に係る財産」と読み替えるものとする。

第32条及び第34条第2項第1号中「普通財産借受申請書」を「県有財産借受申請書」に改める。

第42条第1項中「普通財産借受申請書」を「県有財産借受申請書」に、「普通財産地上権設定申請書」を「県有財産地上権等設定申請書」に改める。

第57条第1項中「許可したとき又は」の次に「行政財産若しくは」を加える。

第59条第4号中「普通財産」を「行政財産又は普通財産」に改める。

様式第11号中「普通財産借受申請書」を「県有財産借受申請書」に改め、「下記のとおり普通財産」の次に「(行政財産)」を加える。

様式第14号中「普通財産地上権設定申請書」を「県有財産地上権等設定申請書」に改め、「土地に地上権」の次に「(地役権)」を加え、「地上権を設定」を「地上権(地役権)を設定」に、「地上権設定」を「地上権(地役権)設定」に、「地上権存続期間」を「地上権(地役権)存続期間」に、「地上権の目的である土地及び地上権」を「地上権(地役権)の目的である土地及び地上権(地役権)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。